

伊 勢 市 公 報

第 67 号
平成 20 年 8 月 20 日
水 曜 日

目 次

	頁
規 則	
○ 伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則	2
○ 伊勢市公印規則の一部を改正する規則	6
○ 伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則	8
○ 伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則	13
消防訓令	
○ 伊勢市火災予防査察規程の一部を改正する規程	15
告 示	
○ 平成 19 年度一般廃棄物処理実施計画の公表について	17
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	18
選挙管理委員会告示	
○ 永久選挙人名簿関係	
・ 永久選挙人名簿登録者の縦覧場所について	19
○ 在外選挙人名簿関係	
・ 在外選挙人名簿登録者の縦覧場所について	20
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	21
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	22
公 告	
○ 農用地利用集積計画の作成について	23
○ 伊勢市農村振興基本計画（案）の公表について	24
○ 伊勢市食育推進計画（中間案）の公表について	27
○ 土地収用法第 42 条第 2 項の規定による裁決申請書及びその添付書類の写しの縦覧について	31
○ 土地収用法第 47 条の 4 第 2 項の規定による同法第 47 条の 3 第 1 項の書類の写しの縦覧につい て	33
○ 都市公園の区域変更について	35
○ 都市公園の供用開始について	36
○ 公示送達	37
○ 公示送達	41
病院事業公告	
○ 職員採用試験の実施について	43

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正す

る規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 30 号

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 111 号）の一部を次のように改正する。

様式第 2 号を次のように改める。

様式第2号（第7条関係）

伊勢市廃棄物減量等推進員活動報告書

自治会名 _____

推進員氏名 _____

下記のとおり活動状況を報告します。

活 動 日	活 動 場 所	活 動 内 容

気付いたことをご記入ください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市公印規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 31 号

伊勢市公印規則の一部を改正する規則

伊勢市公印規則（平成 17 年伊勢市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

別表出納員印の項中 「

医療保険課長	2
--------	---

」 を 「

医療保険課長	3
--------	---

」
に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を

ここに公布する。

平成 20 年 8 月 11 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 32 号

伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市福医療費の助成に関する条例施行規則（平成 17 年伊勢市規則第 58 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項第 1 号中「心身障害者」を「障害者」に、「を超えるとき」を「以上のとき」に改め、同項第 2 号中「を超えるとき」を「以上のとき」に改め、同項第 3 号中「乳幼児」を「乳幼児等」に、「を超える場合」を「以上のとき」に改める。

第 5 条第 1 号イ中「心身障害者」を「障害者」に改め、同条第 2 号イただし中「、乳幼児については 4 歳の誕生日の属する月の末日（誕生日が月の初日であるときは 4 歳の誕生日の属する月の前日の末日）とし」を削る。

第 8 条第 4 項中「就学前乳幼児」を「就学児童」に改める。

様式第 1 号中「心身障害者」を「障害者」に、「乳幼児」を「乳幼児等」に、「(視・聴・言・肢・内)」を「(視・聴・言・肢・内・療・精)」に改める。

様式第 3 号中「心身障害者」を「障害者」に、「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

様式第 4 号中「1 心身障害者（一般・65 心障）」を「1 障害者（一般）」に、「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

様式第 5 号（表面）中「1 心身障害者」を「1 障害者」に、「乳幼児」を「乳幼児等」に改め、食事療養の項を削り、同様式（裏面）注意④中「③」を「④」に改め、④を⑤とし、同様式（裏面）注意中③を④とし、②の次に次のように加える。

③ 障害者（精神障害者）入院に係るものは、証明しないでください。

様式第 5 号（裏面）○ 領収証明書記入方法の 17 中「心障」を「障害

様式第 10 号から様式第 12 号まで中「心身障害者」を「障害者」に、「乳幼児」を「乳幼児等」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 9 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市福祉医療費の助成に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を

改正する規則をここに公布する。

平成 20 年 8 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市規則第 33 号

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則の一部を改正する規則

伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則(平成 17 年伊勢市規則第 139 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 12 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

様式第 4 号中「許可の期間」を「行為の期間」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の伊勢市風致地区内における建築等の規制に関する条例施行規則に定める様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

伊勢市火災予防査察規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 20 年 8 月 7 日

伊勢市消防長 西 田 恒 郎

伊勢市消防本部訓令第5号

伊勢市火災予防査察規程の一部を改正する規程

伊勢市火災予防査察規程（平成17年伊勢市消防本部訓令第13号）の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第12号2項の部に次のように加える。

二	カラオケボックス、個室ビデオ、インターネットカフェ等
---	----------------------------

様式第1号及び様式第12号6項の部ロの項中「老人福祉施設、有料老人ホーム」を「養護老人ホーム、特別養護老人ホーム」に改め、同部中ハの項を二の項とし、ロの項の次に次のように加える。

ハ	老人デイサービスセンター、軽費老人ホーム、老人福祉センター等
---	--------------------------------

附 則

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。ただし、様式第1号及び様式第12号中第6項に係る改正規定は、平成21年4月1日から施行する。

伊勢市告示第 63 号

平成 20 年度一般廃棄物処理実施計画を策定しましたので、伊勢市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例（平成 17 年伊勢市条例第 129 号）第 6 条第 1 項の規定により、次のとおり公表します。

平成 20 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市環境部資源循環課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市教育委員会告示第7号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成20年8月14日

伊勢市教育委員会

委員長 楠田 英子

記

- 1 日 時 平成20年8月21日（火）午後3時00分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2階 第1・2会議室
- 3 会議に付する事件

議案第27号 伊勢市立伊勢図書館規則及び伊勢市立小俣図書館規則
の一部改正について

伊勢市選管告示第 43 号

平成 20 年 9 月 1 日現在で調製の公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条
第 1 項にかかる永久選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 8 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

(参 考)
縦覧期間 9 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間
(公職選挙法第 23 条)

伊勢市選管告示第 44 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 30 条の 6 第 1 項にかかる在外選挙人名簿登録者の縦覧場所を、下記のとおり定めます。

平成 20 年 8 月 4 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
（休日は、本庁舎 1 階守衛室）

（参 考）

縦 覧 期 間 9 月 3 日（水）から同月 7 日（日）までの 5 日間
（公職選挙法施行令第 23 条の 11）

伊勢市上下水道事業告示第 26 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 20 年 8 月 7 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
110	江藤設備	伊勢市中村町 720 番地 2	平成 20 年 8 月 7 日

伊勢市上下水道事業告示第 27 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 20 年 8 月 15 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課及び本庁 1 階上下水道部窓口に備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 20 年 8 月 14 日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 20 年 9 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
船江 4 丁目、宮後 2 丁目、河崎 1 丁目の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 67 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 20 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

農用地利用集積計画（利用権設定）

利用権を設定する人	利用権の設定を受ける人	利用権設定面積	備考
3 人	3 人	10,794 m ²	3 年
6 人	4 人	13,308 m ²	5 年
1 人	1 人	3,961 m ²	10 年

伊勢市公告第 68 号

伊勢市農村振興基本計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市農村振興基本計画（案）を公表します。

なお、伊勢市農村振興基本計画（案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市農村振興基本計画（案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市産業部農林課
- (2) 伊勢市総務部総務課
- (3) 二見総合支所地域振興課
- (4) 小俣総合支所地域振興課
- (5) 御園総合支所地域振興課
- (6) 神社支所
- (7) 大湊支所
- (8) 宮本支所
- (9) 浜郷支所

- (10) 豊浜支所
- (11) 北浜支所
- (12) 城田支所
- (13) 四郷支所
- (14) 沼木支所
- (15) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (16) 伊勢市立伊勢図書館
- (17) 伊勢市立小俣図書館
- (18) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (19) 伊勢市二見生涯学習センター

3 縦覧期間

自 平成 20 年 8 月 1 日（金）

至 平成 20 年 9 月 1 日（月）

4 意見の提出

(1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市産業部農林課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市産業部農林課 伊勢市役所御菌総合支所 1階

郵送 〒516-8501

伊勢市御菌町長屋 1221番地 伊勢市役所 農林課

ファクシミリ 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

(3) 意見の提出期限

平成20年9月1日(月)【ただし、郵送の場合は、当日付消印まで有効とします。】

(4) 問い合わせ先

伊勢市産業部農林課 電話 0596-22-0374

伊勢市公告第 69 号

伊勢市食育推進計画を定めたいので、伊勢市政策意見提出制度（パブリック・コメント制度）実施要綱（平成 17 年 11 月 1 日施行）第 5 条第 3 項の規定により、次のとおり伊勢市食育推進計画（中間案）を公表します。

なお、伊勢市食育推進計画（中間案）について、次に定めるところにより伊勢市に意見を提出することができます。

平成 20 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 公表する計画案

伊勢市食育推進計画（中間案）

案は省略し、次項に掲げる場所に備え置いて縦覧に供します。

2 縦覧場所

- (1) 伊勢市教育委員会事務局学校教育課
- (2) 伊勢市産業部農林課
- (3) 伊勢市産業部水産課
- (4) 伊勢市産業部商工労政課
- (5) 伊勢市健康福祉部こども課
- (6) 伊勢市健康福祉部健康課
- (7) 伊勢市総務部総務課
- (8) 二見総合支所地域振興課
- (9) 小俣総合支所地域振興課
- (10) 御菌総合支所地域振興課
- (11) 神社支所

- (12) 大湊支所
- (13) 宮本支所
- (14) 浜郷支所
- (15) 豊浜支所
- (16) 北浜支所
- (17) 城田支所
- (18) 四郷支所
- (19) 沼木支所
- (20) 伊勢市役所本館 1 階市民ホール
- (21) 伊勢市立伊勢図書館
- (22) 伊勢市立小俣図書館
- (23) 伊勢市生涯学習センター（いせトピア）
- (24) 伊勢市二見生涯学習センター
- (25) 市内公立小学校
- (26) 市内公立中学校
- (27) 市内公立幼稚園
- (28) 市内私立幼稚園
- (29) 市内公立保育所
- (30) 市内私立保育所
- (31) 伊勢市小俣保健センター
- (32) 伊勢市小俣農村環境改善センター

3 縦覧期間

自 平成 20 年 8 月 1 日（金）

至 平成 20 年 9 月 1 日（月）

4 意見の提出

- (1) 意見を提出することができるもの

- ・ 市内に住所を有する者
- ・ 市内に事務所又は事業所を有する者
- ・ 市内に在する事務所又は事業所に勤務する者
- ・ 市内に在する学校に在学する者
- ・ 本市に対して納税義務を有するもの
- ・ 前各号に掲げるもののほか、政策意見提出制度に係る事案に利害関係を有するもの

(2) 意見の提出方法

氏名、住所及び電話番号を明記の上、伊勢市産業部農林課に持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールで提出してください。

[提出先]

伊勢市教育委員会事務局学校教育課 伊勢市小俣総合支所 2階

郵送 〒519-0592

伊勢市小俣町元町 540 番地

伊勢市教育委員会事務局学校教育課

ファクシミリ 0596-23-8641

電子メール kyo-gako@city.ise.mie.jp

伊勢市産業部農林課 伊勢市役所御園総合支所 1階

郵送 〒516-8501

伊勢市御園町長屋 1221 番地 伊勢市産業部農林課

ファクシミリ 0596-21-5605

電子メール nourin@city.ise.mie.jp

伊勢市産業部水産課 伊勢市役所御園総合支所 1階

郵送 〒516-8501

伊勢市御園町長屋 1221 番地 伊勢市産業部水産課

ファクシミリ 0596-21-5605

伊勢市公告第 70 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 42 条第 1 項の規定により、三重県収用委員会から裁決申請書及びその添付書類の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、法第 43 条の規定により、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、三重県収用委員会（三重県総務部法務・文書室内）に意見書を提出することができますのでご留意下さい。

平成 20 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 起業者の名称

三重県

2 事業の種類

県営ふるさと農道整備事業御菌地区（三重県伊勢市磯町字向山地内から同市御菌町上條字細野地内まで）

3 収用し、又は使用しようとする土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
三重県伊勢市御菌町高向字下万条	3515 番	畑	田

4 縦覧場所

伊勢市産業部農林課（伊勢市御菌総合支所内）

5 縦覧期間

公告の日から平成 20 年 8 月 15 日まで

6 問い合わせ先

伊勢市産業部農林課 電話 0596-22-0372

伊勢市公告第 71 号

土地収用法（昭和 26 年法律第 219 号。以下「法」という。）第 47 条の 4 第 1 項の規定により、三重県収用委員会から法第 47 条の 3 第 1 項の書類の写しの送付があったので、法第 47 条の 4 第 2 項において準用する法第 42 条第 2 項の規定により公衆の縦覧に供するため次のとおり公告します。

なお、法第 47 条の 4 第 2 項において準用する法第 43 条の規定により、土地所有者及び関係人は縦覧期間内に、また、損失の補償の決定によって権利を害されるおそれのある者は収用委員会の審理が終わるまでに、三重県収用委員会（三重県総務部法務・文書室内）に意見書を提出することができますのでご留意下さい。

平成 20 年 8 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 起業者の名称

三重県

2 事業の種類

県営ふるさと農道整備事業御菌地区（三重県伊勢市磯町字向山地内から同市御菌町上條字細野地内まで）

3 縦覧する書類に係る土地の所在、地番及び地目

土地の所在	地番	地目	
		公簿	現況
三重県伊勢市御菌町高向字下万条	3515 番	畑	田

4 縦覧場所

伊勢市産業部農林課（伊勢市御園総合支所内）

5 縦覧期間

公告の日から平成 20 年 8 月 15 日まで

6 問い合わせ先

伊勢市産業部農林課 電話 0596-22-0372

伊勢市公告第 72 号

都市公園の区域変更について

次のとおり都市公園の区域を変更するので、伊勢市都市公園条例（平成 17 年伊勢市条例第 159 号）第 15 条の規定により公告します。

平成 20 年 8 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 区域を変更する都市公園の名称及び位置

名 称	位 置
宮後公園	伊勢市宮後 2 丁目 744 番 3 及び 744 番 4

2 変更に係る区域

別図のとおり

「別図」は省略し、伊勢市都市整備部維持課において縦覧に供します。

3 供用開始の期日 平成 20 年 8 月 6 日

伊勢市公告第 73 号

都市公園の供用開始について

都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）第 2 条の 2 の規定により、次のように都市公園の供用を開始します。

平成 20 年 8 月 12 日

伊勢市長 森 下 隆 生

名 称	位 置	区 域 (㎡)
うえやま公園	伊勢市植山町字小川丁場 486 番の一部	1627.93

供用開始の期日 平成 20 年 8 月 12 日

供用開始の都市公園を表示した図面を縦覧する場所及び期間

縦覧する場所 伊勢市都市整備部維持課

縦覧する期間 公告の日から 2 週間

伊勢市公告第 74 号

公 示 送 達

下記の者の平成 20 年度国民健康保険料納入通知書は、住所、居住等が不明のため送達することができないので、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 78 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部医療保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 20 年 8 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

1 公示送達を受けるべき者の氏名及び住所

氏 名	住 所	通知書番号
省略	省略	省略

伊勢市公告第 75 号

公 示 送 達

下記の者の平成 20 年度介護保険料納入通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 143 条において準用する地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 20 条の 2 の規定により、健康福祉部介護保険課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 20 年 8 月 15 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

氏 名	住 所	被保険者番号
省略	省略	省略

伊勢市病院事業公告第4号

次のとおり職員の採用試験を行います。

平成20年8月11日

伊勢市病院事業管理者 間 島 雄 一

1 採用職種及び採用予定者数

看護師 20人程度（平成21年4月1日採用予定）

2 受験資格

次の各号に該当する方

- (1) 昭和34年4月2日以降に生まれた方で、看護師の免許を有する方又は平成21年3月に学校を卒業し、免許を取得見込みの方
- (2) 市立伊勢総合病院に通勤ができ、かつ、夜間勤務が可能な方
- (3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条（欠格条項）の規定に該当しない方
- (4) 日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を有すること。
なお、外国籍の方は、採用後公権力の行使又は公の意思の形成への参画に携わる職には任用できません。

3 試験の方法

小論文及び口述試験（面接）

4 受験手続

(1) 申込方法

市立伊勢総合病院総務課において交付する受験申込書に必要事項を記入し、写真をはり付けた上、次の書類を添えて、受験者本人が持参するか、又は郵送してください。

添 付 す る 書 類

- | |
|---|
| ①住民票の写し（本人のみ） |
| ②返信用封筒2通（80円切手をはり付けて、連絡先の住所及び氏名を記入すること。） |
| ③当該免許証の写し |
| ④免許証を有しない方は、最終学歴となる学校の修了・卒業（見込み）証明書 |
| ⑤日本国籍を有しない方（外国籍の方）は、永住者又は特別永住者の在留資格を証する書類 |

(2) 申込受付

随時。ただし、平成20年12月26日（金）まで

（午前8時30分から午後5時15分まで。日曜日、土曜日及び祝日は除きます。）

ただし、郵送の場合は、平成20年12月22日（月）付消印まで有効とします。

5 試験の日時及び場所

日時及び場所は、受験票により申込者に追って通知します。

6 合格者の決定及び発表

(1) 決定方法

試験の結果に基づいて決定します。

(2) 発表

試験実施後、速やかに受験者に通知します。

7 採用予定年月日

平成21年4月1日 ただし、免許未取得の方は、免許取得後

8 給与

伊勢市病院企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第124号）及び伊勢市病院企業職員の給与に関する規程（平成17年病院事業管理規程第16号）の規定に基づき支給します。

9 その他

この試験についての問い合わせは、市立伊勢総合病院総務課へしてください。

（電話 0596-23-5111 内線213、214）

郵送の場合の送り先は次のとおりです。

なお、朱書きで「職員採用受験申込書」と記入してください。また、書類に不備があり受理できない場合、至急連絡する必要があるため、申込書には必ず連絡先（電話番号）を記入してください。

〒516-0014 伊勢市楠部町3038番地 市立伊勢総合病院総務課